行政手続等における押印の廃止について

小牧市では、市民サービスの向上や業務の効率化の観点から、国の方針や県の取組状況なども参考に、押印の廃止の早期実現に向けて調査・検討を進めてきました。

今回の調査・検討では、本市の規則等により押印を義務付けているもののうち、**認印については廃止するとともに、実印についても必要性を精査し見直しを行うもの**です。

調査の結果、**市の業務全体で押印を求めている手続は 2,725 種類あり、法令や国・県の制度等により押印を必要とする手続を除く 2,331 種類については、押印を廃止します。**

今後、年内に規則等の改正を行い、**令和３年１月１日より押印を廃止**します。

１．押印廃止の対象

① 市民、事業者、外部機関からの申請、届出等の手続（行政手続）

② 庁内部署や職員間の申請、届出等の手続（内部手続）

２．押印廃止の手続数等

［令和３年１月１日時点］

区　分			手続数(※)	主な手続例
押印廃止対象			2,331	
	①行政手続	規則・規程	469	・市民税減免申請書 ・子ども医療費支給申請書
		要綱・要領等	1,588	・小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金申請書 ・小牧市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書
	②内部手続	規則・規程	106	・通勤届 ・住居届
		要綱・要領等	168	・時差勤務承認願
法令や国・県の制度等により押印を必要とする手続			394	・森林の土地の所有者届出書 ・特別児童扶養手当認定請求書
総数			2,725	

※ 今後、国・県等の状況により手続数は変動する場合があります。